民法改正対応説明会実施報告

平成30年11月1日(木) ウインクあいち 1101会議室

民法改正(2020年4月1日施行)による会員生協の実務への影響と対応課題について学び、早期対応の準備をすすめることを目的とし実施いたしました

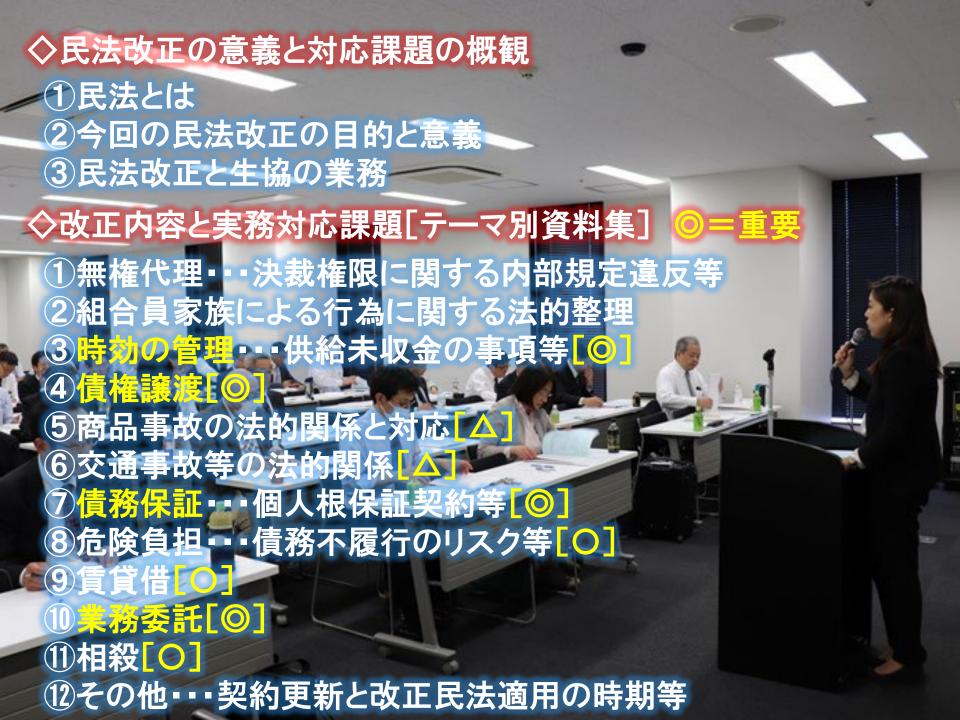
講師 宮部好広氏(日本生協連法務部 部長) 下川慶子氏(日本生協連法務部 弁護士)

- ◇参加者59名(13生協49名、県外生協連3名、日本生協連3名)
 - コープあいち3名、あいち1名、トヨタ12名、かりや愛知中央6名、一宮3名、トヨタ車体2名、愛知県職員2名、愛知県警察職員3名、南医療1名、名古屋市民火災共済4名、東海コープ10名、アイチョイス1名、名古屋大学消費1名、全岐阜県生協連1名、三重県生協連1名、静岡県生協連1名、事務局4名

◇各会員生協における対応課題

- ①組合員との間の利用ルール等を定めた約款や、取引先や 委託先との契約書について現状を点検し、改正民法に対応 した内容に改める。
- ②実務の現状を点検し、改正民法に即した今後の実務上の対応 方針を固める。







- ①定型約款の合意・・・相手方に表示すればよい
 - ⇒相手方に不利と認められる内容は合意しなかった見なす
- ②定型約款の変更
- ※事業者側がつくったルールは定型約款と見なされる可能性大
- ◇主要契約、参考資料集について
 - ①商品取引基本契約
 - 2業務委託契約
 - ※「請負」なのか「委任」なのか、契約書で内容をしっかり定める 必要がある
 - ▼災害で商品が遅延し損害が発生した場合、物流委託先に損害 賠償を請求できるのか・・・
 - ⇒故意または過失が無いと責任を問えない(新民法に明文化)

◇関係する部署(インデックス)

			無権代理	家族間問題	時効の 管理	債権譲渡	商品事故 法的関係	交通事故 法的関係	債務保証	危険負担	賃貸借	業務委託	相殺
事業	購買事業	供給	•		•	•	•	•	•	•		•	•
		仕入		•	•		•		•	•		•	•
		品質保証 物流・生産	•	•	•		•	•	•	•		•	•
	福祉		•	•	•	•		•	•		•	•	•
	サービス事業		•	•	•				•		•	•	•
	人事·総務		•								•	•	
	経理		•		•	•						•	•
	管財		•		•	•				•	•	•	
	情報システム												
	企画· C S R		•									•	
	組織·涉外·広報		•									•	